

# 第206回

---

## 杉並区都市計画審議会議事録

---

令和6年(2024年)3月21日(木)

会議名		第206回杉並区都市計画審議会
日時		令和6年(2024)年3月21日(木) 午前10時～午前11時32分
会場		区役所中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員	[学識経験者] 中井・村上・河島 [区 民] 二見・渡辺・飯田・大川・田中 [区議会議員] 横田・へんみ・わたなべ・富田・ひわき・川原口 [関係行政機関] 金枝・大石
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・管理課長・市街地整備課長・土木管理課長・土木計画課長・みどり公園課長 [環境部] 環境部長
傍聴	申請	2名
	結果	2名
議事日程		1. 審議会成立の報告 2. 開会宣言 3. 傍聴の確認 4. 委員の委嘱 5. 署名委員の指名 6. 議題の宣言 7. 議事 【協議事項】 杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて (案) 【審議事項】 <b>議案1 東京都市計画公園の変更について (案)</b> <b>一第4・4・18号 下高井戸公園一 [杉並区決定]</b> 8. 事務局からの連絡 9. 閉会
審議結果		協議事項 原案可決 議案1 異議なし

<p>配付資料</p>	<p>◎次第</p> <p>◎議案資料</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>*協議資料1-1 「杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて」の制定について</p> <p>*協議資料1-2 「傍聴にあたってのお願い」 「録音・撮影にあたっての注意事項」</p> <p>*協議資料1-3 杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて (案)</p> <p>〔議案〕</p> <p>議案1 東京都市計画公園の変更について (案) —第4・4・18号 下高井戸公園— [杉並区決定]</p> <p>参考資料 (議案1関係)</p> <p>*資料1 当該地及び手続きの概要</p> <p>*資料2 杉並区都市計画公園・緑地総括表</p> <p>*資料3 現況写真及び撮影方向平面図</p> <p>*資料4 周辺の区立公園・緑地等配置図</p>
-------------	--

## 第206回杉並区都市計画審議会

(午前10時 開会)

三浦管理課長 皆さん、おはようございます。本日は年度末でご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、都市計画審議会の開催をお願いいたします。

なお、傍聴の方で録音、撮影を申し出ている方は、恐れ入りますが、審議会の許可があった後に、録音、撮影を開始していただきますようお願いいたします。

初めに、会議の成立についてご報告いたします。本日は関口委員、入江委員、大原委員、小野委員、あかねがくぼ委員が欠席とのご連絡を頂いております。都市計画審議会委員21名のうち、現在16名の委員にご出席いただいておりますので、第206回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。

それでは、開会宣言をお願いいたします。

中井会長 改めまして、おはようございます。ただいまから第206回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の確認をしたいと思います。本日の傍聴の申出はいかがになっておりますでしょうか。

三浦管理課長 本日は、現在のところ1名の方から傍聴の申出がありまして、受付したところです。なお、傍聴人1名から会議を録音、撮影したい旨の許可願いが出されております。

中井会長 ありがとうございます。ただいまご報告のとおり、傍聴人から録音、撮影の申出が出ているようです。本日の傍聴ですが、昨年度本審議会でご決定いただいた注意事項で録音、撮影を認めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

河島委員、どうぞ。

河島委員 今日議題の中に、録画、録音ルールについての議題は含まれているわけです。それが今日適用されるのか、今の議長の話だと、従来ルールを適用して認めるというお話のようですけれども、今回の提案されているものについて、決定されたならば、本日の審議会はそれに基づいて対応すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。



資料はあらかじめお送りしてございますが、お手元にごございますでしょうか。それでは、会長、進行をお願いいたします。

中井会長

それでは、早速議事に入りたいと思います。

初めに、協議事項「杉並区都市区計画審議会における会議傍聴の取扱いについて（案）」の審議を行いたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

三浦管理課長

それでは、私から「杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて（案）」についてご説明いたします。着座にて説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

説明を始める前に、資料の訂正がございましたので、訂正をお願いいたします。

配付資料の会議傍聴の取扱い案、資料1－3をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、第5のところですが、(1)から始まりまして、(2)と来まして、その次ですが、(3)が抜け落ちておりましたので、(4)を(3)に、(5)を(4)に、(6)を(5)と訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、「杉並区都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて」ご説明いたします。

配付資料1－1をご覧ください。

会議の傍聴の取扱いの制定についての概要と経緯などについてですが、当審議会は都市計画審議会条例第6条に基づき公開としており、審議会の傍聴を認めております。さらに、区議会や他の審議会と同様に、審議会の許可の下、傍聴人による録音・撮影を認めております。

資料1－2の表面をご覧ください。

これまでの傍聴に当たっては、この「傍聴にあたってのお願い」を傍聴人にお渡しして会議を進行しておりました。しかしながら、令和4年7月に開催しました審議会において、傍聴人が撮影した画像がインターネット上に投稿されまして、特定の委員を中傷するような書き込みがなされました。この件については、令和4年10月に開催しました審議会にて委員から問題提起されまして、当審議会にて課題となったところです。

その後、傍聴に関して委員の皆様にご意見を伺うため、事務局でアンケート調査を実施しまして、令和5年、昨年1月に開催した審議会において、アン

ケート結果を用いて議論いただきました。

アンケート結果では、広く区民に審議会の情報を知ってもらうことから、記録を目的として録音・撮影は必要であるといったご意見や、撮影した画像を使ってインターネット上に投稿することは委員の発言の萎縮を招くことになるのではないかと、審議に支障を来たすのではといった様々のご意見を頂きました。

このような審議会の議論で、録音・撮影は認めるものの、一定のルールを決めて行ふべきとの結論となり、当審議会決定による傍聴のルールを定めることとしました。ただし、そのルールの制定までの間については、暫定のルールとしまして、資料1-2の裏面に記載しております「注意事項」により運用していくということにいたしました。

現在は、資料1-2の表面の「傍聴にあたってのお願い」と併せまして、録音・撮影の希望者には、裏面の暫定ルールを手渡しして運用しているところです。

本日のこの取扱いについては、先日委員の皆様にご事務局で作成した案をメールにてご意見を伺いまして、ご提案したものでございます。

また、本取扱い案の制定につきましては、当審議会運営規則第11条に基づきまして、審議会の決定をもって制定するというものになります。施行日につきましても、後ほど審議会でご決定いただきたく存じます。

それでは次に、取扱い案の説明をいたします。資料1-3をご覧ください。

まず、第1でございますが、こちらは条例に定めておりますとおり、会議の公開、非公開について示しております。

第2では、傍聴の手続について示しております。その(4)では、傍聴席の指定について規定しました。通常傍聴の人数につきましては、2名から3名程度というところで、傍聴席は自由でよいのかなと思っておりますが、傍聴者が多く見込まれる審議会、例えば前回の善福寺川調節池などの審議の場合は、傍聴証の番号と同じ番号に着席してもらうということにしております。

傍聴席の指定の理由ですけれども、前回のように傍聴席を増やすといった場合に生じる混乱を避けること、そして、万が一インターネット上に投稿された場合に、どの位置から撮影したのかというところを確認することも想定しての規定としてございます。

次に、第3でございますが、他区の都市計画審議会の傍聴の規定や区議会の

傍聴規則に倣いまして、傍聴することができない方を定めております。

次の第4でございますが、傍聴人の定員は使用する会議室の傍聴人の定員としております。例えば、当会議室におきましては傍聴席の数が22席となっておりますので、22名となります。ただし、それ以上傍聴が可能と会長が認めた場合は、人数を増やして対応できるようにいたしました。

次に、第5につきましては、傍聴する際、審議に影響がないよう、守っていただきたい事項を定めております。第3と同じく、他区の都市計画審議会や区議会の規定に倣い、順守事項を定めております。この項に定めております順守事項は、先ほどの資料1-2の「傍聴にあたってのお願い」に反映させていく考えです。

そして、第6については、録音・撮影についての取扱いとなっております。この記載は、当審議会で決まりました暫定ルールを基に作成しております。

(1) は、録音・撮影を希望する場合は、申出を行うこととしております。

(2) は、録音・撮影は審議会の許可後に行うこととしております。

(3) は、傍聴人が録音・撮影する際に守っていただきたい内容としてあります。特に議論の中心となった、エの項目の規定については、都市計画の調査審議に際しまして、委員の皆様が様々な立場から自由に意見を述べられる環境で議論いただくこと。そして、インターネットへの投稿や掲載には一部を切り取った映像となって真意が伝わらないおそれがあるということ。また、会議の公開を早めて、発言者名を入れて会議記録を確認できるようにしたこと。これら審議会での意見や議論を踏まえまして規定したものです。

なお、この第6に関しましては、「録音・撮影の注意事項」として、受付の際、録音・撮影を希望する傍聴の方に、これまでと同様に配付してまいります。

それから、第7は、会長からの指示事項としております。(2)でインターネット上に会議映像等が投稿され、今後、審議会運営に支障がある投稿と審議会が判断した場合は、投稿した傍聴人は今後の撮影等を認めないこととしております。

第8は、傍聴人の退出指示について定めております。これは、第5または第6の事項に対して、会長の注意に従わず、審議に支障を来すと判断する場合には退出を命じることができるものとしたものです。

第9は、この定め以外に問題が生じた場合は、その都度、審議会に諮って決めるということとしております。

以上が取扱い案の内容になっております。

この取扱いにつきましては、先ほども申し上げましたが、事前に委員の皆様からメールで送付させていただきまして、ご意見を伺いました。委員の皆様から頂いたご意見としましては、おおむね合意できるものという意見がほとんどでございました。

また、この「取扱い」とはどのような位置づけなのかといったご質問がございました。こちら、取扱いの位置づけとしましては、杉並区都市計画審議会の決定により制定する規定でありまして、根拠としましては、「杉並区都市計画審議会運営規則第11条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める」に基づくものとなります。

説明の最後になりますが、今後はさらなるデジタル化の進展や技術の発展の下、区としてさらなる情報公開の迅速化が求められると考えております。区民への情報提供の充実、そして、開かれた区政運営のため、特に傍聴人が多数見込まれ、区民に関心のある案件等につきましては、区が審議会の全容を撮影して、配信することも検討してまいりたいと考えております。他の審議会との関連や、またコストの問題など課題はございますが、その際はこの審議会のご意見を伺わせていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上となります。

中井会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明のあった案につきまして、ご意見等あればお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

富田委員、ひわき委員、それから、河島委員、大川委員ですね。では、今の順番で、富田委員からお願いします。

富田委員

では、この「取扱いについて」を確認させていただきます。

私が、大きく問題だと感じているところは、今細かく説明があった「第6 撮影、録音等の許可」の(3)エの部分です。「撮影等をしたデータを利用して、インターネット上で公開されているサイトへの投稿や掲載を行わないこと」と、以前から話題になっていた部分だと思います。

私個人としては、区民の区政への参画を促すという意味でも、進めるためにも、傍聴者からの発信を禁止するべきではないと考えておりますので、この部分は賛同できません。

確認したいのですけれども、まずこの「撮影等をしたデータ」という言葉の

撮影等の「等」の中には何が入っているのか、そこをまず確認させてください。

中井会長 管理課長、どうぞ。

三浦管理課長 こちらの「等」につきましては、録音また撮影ということになってございます。

中井会長 富田委員。

富田委員 撮影には、静止画も、動画も、2つとも入っているという認識でよろしいのでしょうか。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 そのとおりでございます。

中井会長 富田委員。

富田委員 次に「データを利用してインターネット上への投稿を行わないこと」と書いてあるのですけれども、「利用して」という言葉の範囲が文章としてすごく不明確だと思っています。

静止画像、動画の撮影データ、もしくは録音のデータ、いわゆるこの3つが対象になるデータだと思うのですけれども、このデータ自体をインターネットにアップすることを禁止しているのか、それとも、それ以外に、例えば録音したデータから文字起こしをして、こういう意見が出ていたというデータを利用した情報の掲載まで禁止をしているのか、これはどこまでこの「利用して」という言葉が禁止事項に範囲としてなっているのか、そこの部分を確認させてください。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 ここで言っている「撮影等をしたデータを利用」ということの「利用」でございますけれども、こちらで想定しているのは、データそのものを使用して、録音ですとか、先ほど言いました静止画だとか動画を、傍聴人がそれを撮影したものを投稿する場合を想定しておりまして、個人の方がご意見とか考えを書き込んだり、そういったことはこの利用の中には含まれておりません。

中井会長 富田委員。

富田委員 そうすると、動画を撮影したり、録音したりした、その内容を聞いて、こういう意見があったと、こういう結論になったと投稿することは問題ではないということですね、この書き方としては。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 こちらはそういったものを、SNSとか、そういった媒体で、個人のご意見

とか、そういったものを自分が撮影したものを、記録したものを踏まえて投稿するのは、こちらの中では含まれていないということです。

中井会長 富田委員。

富田委員 今、自分のご意見という言い方をされていましたが、他の方、いろいろな委員の方々に、いろいろな議論がある中で、こんな意見もあった、こんな意見もあったという、審議会の様子を発信すること自体は禁止はされていないという認識でよろしいですね。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 今、委員がお話ししたように、様々審議の中で出たご意見等、傍聴の方がそれを聞いて、個人のご意見として投稿されるものは含まれていないということでございます。

中井会長 富田委員。

富田委員 了解いたしました。

この制定するというタイミングについても少し疑問があるのですが、今この都市計画審議会の審議委員の多くの方々は今年度で任期が切れるのかなと。要するに、次回開かれる都市計画審議会では新しいメンバーになるのかなと思っているのですが、そういう新しい方々の中で新しく取決めを話し合ってもらうべきではないのかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 今期の任期は、今年度、今月いっぱいということになります。今回の任期でいろいろ議論を重ねてきましたので、ひとまずはこちらの、今、案を提案してございますけれども、こちらの案をこの任期中に決めて、次回、また新たに、来期のメンバーでこの運営について、これでやっていくかどうかを改めて確認して進めていこうという考えでございます。

中井会長 富田委員。

富田委員 最初に申し上げたとおり、この第6の(3)のエのインターネットに投稿することを禁止するという条項については、区民の参画を推進させるためにも、私は必要がないと思っておりますので、ここの部分については反対をいたします。

ただ、今、課長からもお話があったとおり、次期の運用については、次期新たな審議委員の方々の中でこの運用を話し合うというお話があったので、今日

はこの案については通ってしまうと思うのですが、次期については、また次期の審議委員のメンバーの方々に、この運用についての取扱いをしっかりと判断をしていただければと思います。

ちなみに、この取扱いについては、賛成、反対の、手を挙げたりとか、そういう採決みたいなことはされるのでしょうか。

中井会長 今のところ、議決を予定しております。

管理課長。

三浦管理課長 先ほどの私の答弁で誤解を受けるといけませんので、再度答弁させていただきます。

今回の提案した案につきましては、この案として今回決めまして、後でご決定いただくことですが、4月1日からこれを施行する予定です。ただ、それを皆さん、来期のメンバーで、こういうことで行きますよという確認はして始めていくということでございます。あくまで、今回はこの案、この「取扱い」を決めるということになります。

中井会長 富田委員。

富田委員 議決をされるということで、この「取扱い」について、否決、可決、どちらかされると思うのですが、どちらかに決まった後、また次期のメンバーで改めて内容についても確認していただいたほうがいいと思いますので、ぜひそういった取扱いにしていいただければと思います。という意見です。

中井会長 ありがとうございます。

続いて、ひわき委員、お願いいたします。

ひわき委員 よろしく願いいたします。

先ほどから議論になっている、第6、撮影等のデータの利用に関して、私からもきちんとこの撮影等のデータを区民が発信することに制限を加えるということに対しては、私は反対の立場であります。なので、同時に第7の2の項目もいかがなものかなと思うわけなのですが。

そもそも論からもう一度確認させていただきたいのですが、こうした議論というのは、都計審においていつから行われているのか、それ以前には、録画や撮影データというもののネットの掲載、発信はどのように扱われていたのか、確認させてください。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 こちらの傍聴取扱いについて議論された時期につきましては、令和2年の審

議会において、そういったお話が出されて議論が始まったと認識しております。

ひわき委員

今、その令和2年からの議論の間に、区政も区長が交代したということもありまして、現在杉並区が情報公開ナンバーワンを目指すという、そういう岸本区政に変わっている中で、その諮問機関である審議会が閉鎖的になっていくとか、情報の発信に区民の傍聴に制限を加えたり、区民の区政参画に制限を加えていく、そういった閉鎖的になっていくのはどうなのかなと思わざるを得ないかなというところです。

これまでやり取りで議論になっている部分は、撮影、録音の取扱いということですが、もう一度どのような課題があるとこれまでされてきたのか、もう一度確認させてください。

中井会長

管理課長。

三浦管理課長

これまでこういった議論がまず生まれたのは、傍聴人が撮影したものをインターネット上に投稿とかをした中で、画像等を掲載して、いろいろな中傷や意見とか、部分的なことを述べたりとかして、委員会の委員の顔もある程度分かるようなアップで撮られたりしておりまして、要は委員さんにとっても、なかなか今度は審議会での意見が言いづらくなる、そういった環境でいいのかというところが、そもそものこの議論の発端というところがございます。

中井会長

ひわき委員。

ひわき委員

落ち着いた、議論の環境を整えるというのは当然一定程度必要かなと思うのですが、今回録画に際して、アップで撮らないと、引いた全体の絵を撮影するという形にもなっているので、その発信について引用するというところに少しリスクは入っているのかなとも思います。

先ほど他の委員からの質問の際に、画像や映像や音声を引用せずに、そのまま文字情報だけで傍聴者がこの内容を、批評を加えて発信するということ自体は、異論は今まで出ていなかったと確認されていたと思いますが、それ自体は、審議会での議論や発言を引用して批評を加えて発信する行為自体は、これ公共の福祉に反しない限り表現の自由として保障されているものだと私は考えます。

それがきちんと保障されるというのは、画像や録画や音声の有無に全く関連しないのかなと思っていまして、中傷や誹謗というものが文字情報だけで行われる場合だってあるわけで、それはそれでよくないことではあるので、そうした観点からすると、録画や音声の発信とは、これは本質的には関係がない、関連のない話かなと思いますし、どちらのほうか、録画データや録音データが

あって引用する発信と、ないまま文字情報だけで発信する場合を比べたら、どちらが事実誤認を、それを見た人に与えるかという、可能性としてはきちんとソースが示されているデータはむしろ引用されていたほうが事実として伝わる部分が多いと思うので、やはりこの制限は理由が不明確かなと思います。

先ほど議事録をこれまでよりも速やかに発信するように努力くださるという話や、あと、動画の配信とかも含めて、今後、区のほうでどうしてくださるという話がありました。それは1つ重要ななと思っていますが、議事録自体は、この開催から何日後に公開されるのか、音声データの公開も含めて、そこも確認させてください。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 審議会で取った録音データを基に会議録を作っておりますけれども、大体2から3週間で公開できるようにと、今、取り組んでいるところです。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 まとめますけれども、2から3週間、以前はたしか1か月半ぐらいだったかと思いますが、それに比べてかなりご努力くださっているということはあるがたいなと思うのですが、とはいえ、やはり一定の期間がかかります。

傍聴という形で、この都市計画審議会は区民に公開されています。ただ、平日の日中に傍聴することができる方も限られてしまうのが現実だと思います。区民の生活に大きな影響を及ぼす内容が多い都計審ですが、こうした現状を考えると、すぐに区民がこの審議内容を知ることができる手段というのが限られているというのが現状かと思います。

こうしたことも踏まえると、撮影者の撮影等のデータの配信、ネットの掲載まで制限を加えるべきではないと思います。

本当に専門的な知見を有する委員の皆様、区民の代表者の皆様、民意の代弁者である区議会議員、それぞれの立場からの有意義な議論をもっともっと区民の皆様を開いていくことが重要かと思います。

議論に対して区民の反応というのが様々あるのは想像できることですが、これは録画や録音の発信とは関連性がないと言わざるを得ないかなと思っています。傍聴する区民の皆さんを信頼して、撮影等のデータの配信を妨げない形で行えないものかなと思いますし、次期のメンバーの皆さんがそろったら、改めて、今日決定されるであろうルールを確認だけではなく、そうした皆さんの声ももう一度聞きながら議論を深めるべきではないかなと、意見として申し

上げます。

中井会長

ありがとうございました。

では、河島委員、お願いいたします。

河島委員

河島です。初めに、事務局でこの問題について、私の認識としては、こういう大きな問題になったのは、今の区長が当選された直後に開かれた都市計画審議会の冒頭の段階で、非常に多くの傍聴者の方が集まってこられて、そこに入室されて、議事が始まる前から三脚を幾つも立てて撮影が行われるような状態が生じたわけです。そのときは従来からのルールに基づいて、会長から、記録目的でやるということでの撮影を認めるということで了解されて、進められたわけです。

その時点で、三脚が、特にみんな三脚がこちら正面側を向いていまして、私ども学経席のほうにずっと向けられて撮影されている。非常に私自身がこんなに映像が撮られて、顔写真が撮られているようなものですから、何となく居心地が悪いなど。何でも記録目的ならばそういうふうに人の顔を映して、それがどう使われるか分からない状態でいて、それで仕方ないのか、何となく私は気持ちが悪く感じますと、どこでどう使われるか分からないから、そういう発言をしたのですね。それが1つの問題提起をしたつもりであります。ただ、その場では従来ルールでやるということで、了解されて、進んだと。

その日の、令和4年7月15日だったと思いますけれども、その審議会後に、大分にぎやかにSNS投稿がなされた。その投稿を見ると、会議が始まって許可をするという、そういう議論すらも撮影されて投稿されているわけです。許可があった場合に撮影を認めるという、そういうルールだったはずなのに、許可が得られる前から堂々と撮影が始まって、私は直接確認したわけではないですけれども、ある委員の発言によれば、それは同時配信で外部に送られていた、そういうこともあったやに聞きます。私が見たのはSNSの投稿の画像ですから、ずっと開始前の準備の段階からの映像が映されていて、私の顔は特に、発言もしていますから大きく映されていると。

私の気持ちとしては、そういうふうに委員として議論をする際に映され続けているのが、何となく委員会を進めていく上で、私の感覚としては気持ちがよくないですよということを言ったら、気持ち悪いとは何だと、けしからん、区民への侮辱だという投稿がそのSNSで出されて、それで、私は主犯とされていたように思われます。

そのときに発言されたほかの委員さんもいらっしやって、やや疑問ですね、それは何とかしないといけないですねというような発言をされた方は、みんな犯人扱いされて、名前が出て、ここを見ろという話になったわけです。

その投稿がなされて、それはそういう投稿をした人と、それにまつわる意見を述べた人は同じとは限りません。別の方がその投稿を見て、全くけしからん、かくかくしかじかこいつはこういうような発言をした、区民を侮辱しているのではないか、区民の権利みたいなものを侵しているのではないかというような発言で、それをまた見た人が、投稿画像を見たかどうかは知りませんが、とてもけしからんと、暴言だとか何とかとあって、また炎上していくわけです。言語道断、大暴言、発言撤回と謝罪を求め、断固抗議するというような、当時はツイッターという呼ばれ方をしていますから、リツイートをしているわけです。

そのようなことが確認されましたので、改めてそういう事実がインターネット上、SNSの中で行われていると、これはおかしいのではないかと。私がその事実をお話しながら、その年の、令和4年10月21日だったかの審議会の席で、単純に従来と同じような記録目的であるならオーケーですというのはおかしいということを書いて、反対したのです。そこで大分大きな議論になりました。いろいろな意見がなされました。

ただ、最も皆さん共感していただいたのは、撮影許可もない段階から撮影していたと、そういうような非常に横暴な振る舞いが現実にあったという、これはルールをきちんともう一度検討し、審議会の傍聴ルールにふさわしいものをつくっていかねばいけないのではないかと共感を得たのだらうと思います。それで、そういうことでやっていこうという話になりまして、事務局のほうで、その後、さっきご説明にあったアンケートを委員に対して取って、それに基づいて暫定ルールを定めようという話になっていました。

それが、昨年の令和5年の1月の段階の都計審で、そのお話があって、いろいろな意見があって、なかなかそこが1本にまとまりにくい状態ではあったのだけれども、いつまでも議論でやっていたら審議が始まらないということがあって、その時点では暫定ルールとして今のような、今日も用いたようなルールでやっていきたいと思いますということになった。事務局には、もう少しよく検討して、早く正式に審議会としてのルール化を暫定ではなくきちんとやっていってくださいねという、そういうお話になって、それ以後、1年ぐらいの時間を

また要したわけですが、事務局のほうで検討して、今日の協議事項の正式提案になったという、そういう経緯があります。私は、事務局のほうで真剣に検討していただいたのだらうと思いますので、そのことについては評価したい。

そういう立場、そういうことを踏まえた上で、若干質問させていただきたいのですが、さっきの説明の中で、「第5 傍聴人の順守事項」のところで、項番が1個ずれていたからということでこの場での修正が行われましたけれども、その1個飛んでしまったのは、3月2日にメールで送られてきたこの前の段階の案から項目が完全に削除されているものがあるから番号がずれている。その削除されたのは「委員や幹事等の出席者の発言に対して、意見を述べたり、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと」という、それが3月2日のメールの案には第2項目であったと。それが削除された理由は何なのですかということがさっきご説明になかったように思いますので、その点について、まずご説明いただきたいと思います。

それから、傍聴席の指定の話について、3月2日の事前の案では、全ての傍聴者について、傍聴する場合は傍聴席、指定席にお座りいただくという、そういう組み立てになっていたと思うのですが、今回は第2の(4)で「会長が必要と認めるときは、傍聴席を指定することができるものとする」となっています。これで問題が生じなければいいかなとは思っているのですが、「会長が必要と認めるとき」というのはどういうときなのだろうと。予想に反して、最初はそれほど傍聴人の方が多いと事務局で想定されていたのに、急に多くなったという場合には、その場で急に傍聴席指定にすることができるのかどうか。また、その判断の基準みたいなものは、1人か2人みたいな話だったら別にいいのかもしれないとは思いますが、5人、10人となったときに、急遽その場でそういう作業をするようなことになるのだろうか、それがうまくいくのだろうか。逆に混乱を生じるような気もしないではないので、それよりは最初から基本的に指定席でやるということを基本にしたほうがいいのではないかなと、私は個人的には思うわけですが、この辺り、うまく運用ができるのかどうか。そういう事務局の予想に反して急に大勢の方が来られたようなときの対処みたいなことがうまくできるのかどうかというのが2点目の質問です。

それから、基本的に席を移動してはならない、自席で、撮影をする場合にも

自席から撮影をするということを前提としているわけですがけれども、多分、要望としては三脚を据えて撮影をしたい。その場合に傍聴席の前の事務局の皆さんの存在が映りにくいから、隅のほうに三脚を据えさせてほしいというような要望が恐らく出るのではないかなと思うのです。そうなったときに、三脚の操作のために自席から離れないで撮影をしてくださいという、そのルールが空文化してしまうのではないかなという懸念を持つのです。

そういうふうに、結局自席からということを外してしまった途端に、多分、そういうことはあってほしくないのですけれども、誹謗中傷の材料として投稿されたりしたときに、自席から撮ったものならよく調べれば分かってしまいますよ、だからそれはしないでくださいねという、ある種の牽制の意味があるわけですがけれども、そういうのがうまく機能しなくなるのではないかなという。自席撮影ということが本当にきちんと担保できるのでしょうか。これが3つ目の質問です。

以上、3つについてお答えいただけたらと思います。

中井会長

管理課長。

三浦管理課長

まず1つ目のご質問で、第5の順守事項が1つ削除されたということに関してですけれども、削除した部分につきましては、第5の(1)「私語や雑談をしないこと。また、拍手その他の方法により審議の妨げとなる行為は行わないこと」というところと重複した意味合いがございましたので、こちら1つにまとめたということで、こうしたものでございます。

それから、傍聴席の指定についてでございますけれども、これまでの審議会においての傍聴の人数の実績等を踏まえまして、先ほど説明で申し上げた少人数の場合では傍聴席がいっぱい空席がある中で、順番に1番、2番と振っていったときに、端っこのほうにずっと傍聴人が座ることになりまして、そこがなぜもっと真ん中のほうで例えば傍聴したいといった方が疑問に持たれるのではないかなということもありまして、その議案によって傍聴人数が増えるというようなことが見込まれるようなときは、どういう基準でということは確かにございますけれども、まずは案件によって想定しながら対応していきたいなと思います。

また、その日、それだけ傍聴人がいないのではないかと想定した中で、増えた場合は事務局のほうでそういった対応ができるのかということも確かにございますけれども、我々は事前にそういった部分を踏まえて準備というものは

していかなければいけないと考えてございます。

それから、自席から移動せずに、三脚を立てて、ずっとその自席で座って撮影ができるのかというところだと思います。これについては、三脚の方も確かにいらっしゃいますけれども、あまり移動されると委員の皆様方も気になると思うのですよね。基本はやはり自席からということで、こちらに項目を設けてございます。ただ、そのカメラの操作等の関係で移動とか、そういったことは状況によってはあるのかなと考えておりますけれども、基本的には位置の確認もしたいというところもあり、また、好きに移動できるということに関してはやはり規制をかけたいなと思っているところでございます。

中井会長

河島委員、どうぞ。

河島委員

初めの「委員や幹事等の出席者の発言に対して、意見を述べたり、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと」というのは、1番の少し具体例を挙げて、それはやらないでくださいよと念押ししていると、そういう多分規定なのだろうなど。(2)のようなことはこれまでの審議会の中で実際に起きていることでありますので、こういうことを傍聴者の方にもちゃんと認識してもらおうということは、議事運営上もあつたほうが本当はプラスになるのではないかなと、私は思います。

ただ、1番の、それは運用の仕方で、議長が会議を進める際に、この2というものは当然(1)の中に含まれるような行為であるから、これはもしそれがあつたらきちんと自制する、制止をするということをやっていたら、1に含まれるということを進めるということもあるかもしれないと思います。

それから、基本的に事務局が想定しておられるのは、あくまでも自席からの撮影、それは自席の前に手の届く範囲に三脚を置くことまでは禁止するわけではなくて、自席からできるのであればこのルールにどこも違反することはないと。あとは、手に持ちながら撮影すると、そういうような状態を想定していると。だから、それを極力守れるようなことでやっていただくということに、もしこれがこのように決まれば、なるのだろうか。

実際、それをやってみたらかなりうろうろ動き回って撮影する方が出てきてしまって、そうすると撮影位置の特定もしなくなって、万一投稿されているいろいろな問題が生じるようなことになったときに、実際に誰が撮影したのかがよく分からないと。また事務局のほうもきちんと立証ができないという状態になったときに、もう少し明確な規定に直していくとか、そういうことが今後必要にな

るかもしれないなと思います。

今の事務局の説明では、あくまでも自席からの撮影を原則するものだという事なので、それはそれできちんとやっていくことを前提として、それはあり得るかなと思います。

あと、傍聴者の席の指定の話について、原則指定席という話を用いてできないのかなという気もするのですけれども、さっき 22 名が定員だと、傍聴者の最大収容人数だとお話がありました。大勢の方、それを超えるような傍聴者が想定される時は、その 22 番まで席の番号を振るのだろうと思うのですけれども、逆に当日傍聴者が少なかったときには、1つ置きに席の番号をその日ごとにやると、これは事務局が運用で決めていくと。あくまでも傍聴者証の 1 番の方はどこに座ったかということが、住所が分かるような形で運用していただければ、傍聴席の指定番号席にお座りいただくということはそんな難しいことではないのではないのかなと思うのです。

原則フリーで、必要と認める場合は指定席に座ってくださいというほうが、運用上、ルーズなものをきつくするというのはやりにくい面もあるのではないかなと、そこは工夫の余地があるのではないかなと私は感じます。私の意見です。

中井会長

以上でよろしいですか。

では、大川委員、お願いいたします。

大川委員

私からは、意見というか、感想を 1 点と、あと、希望を 1 点申し上げます。

経緯については先ほど河島委員が先ほど述べられたとおりです。その上で、この審議会というのは、議会の議員さんだけで構成されている議会や委員会とは異なって、都市計画というのはこの地域に対してものすごく大きな影響を持つものですから、行政機関だけではなく、議員さんたちと、学識経験者と、我々区民、多様な意見を持っている者が多様な立場から忌憚なく意見を述べることでいいまちづくりをしていこうという会議ですので、公の選挙を通じて参加されている議員の先生方だけではなく、私たちも自由な意見を言えるような環境というのをつくっていただきたいというのが私の希望です。そういった意味で、今回の取組というか、これは私も一定の配慮はしていただけたのかなと考えております。

こうやって自由闊達な意見を取り交わすことができる環境をつくるのが、結果として区政に資するものだと考えて私も出席しているところです。それに

は、傍聴者を含めた方も、皆さんルールとしてご協力いただくということが必要だと思いますので、今回の取組は賛成します。

その上で、ルールですので、私からの提案としては、この取扱いはどこを見たら出てくるのか。このご案内だけでは、書かれていないことがこの取扱いにはいっぱい書かれております。そうすると、来て、このルール、取扱いに反した人が「あなたこの審議会で決めたルールに違反しているから出ていきなさい」と言われても「そんなの事前に聞いていないよ」ということになっても当然だと思いますから、これは周知するために、例えば最低限、受付の場には閲覧できるように置いておいていただきたいというのと。

あと、我々法律家が仕事をしていても意外と地方自治体の例規にたどり着けないのです。例えば、今も待っている間に杉並区都市計画審議会条例はどこにあるかしらと思っても、なかなかたどり着けない。ですので、都市計画審議会のホームページに、条例・規則と、あと、この傍聴の方へのところには取扱いを掲示しておくなりしておいていただきたいと思います。それが私の希望でございます。

以上です。

中井会長

ありがとうございました。

このルールを今日この後、採決いたしますけれども、その後どこに、ホームページとかそういうところに載せていただけるという理解でよろしいですか。

三浦管理課長

今、委員からご意見ございましたけれども、確かにこういった取扱いについて、きちんと見れるようにしたいと思いますので、都市計画審議会のところに、こういった取扱いについては、ホームページに掲載したいと考えております。

中井会長

ありがとうございます。

そのほかの委員の皆さん、ご発言ございますでしょうか。

渡辺委員、どうぞ。

渡辺委員

私は今回のルールに賛成ですけれども、前回、帰り際に、こういったルールがあるにもかかわらず、出口際で携帯で撮影して帰る人がおられたのです。ある委員からは傍聴人を信頼してという言葉がありましたけれども、やはりその辺を厳格に運用していただきたい。そのように思っております。

中井会長

ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

わたなべ委員、どうぞ。

わたなべ委員 皆さん、いろいろありがとうございました。  
改めて事務局に確認なのは、ちょっと出ていましたけれども、こうしたルールがつくられるに至った理由を改めて教えてください。

三浦管理課長 昨年度、先ほど他の委員からもございましたけれども、そういったSNSとか、そちらのほうに画像の投稿があったことを機に、こういう議論が始まりまして、その結果、審議会で録音・撮影のルールを決める必要があるという結論に至りまして、アンケート調査を実施したりとか、委員の皆様を考えを聞いて、取扱いを定めるということになったものでございます。

中井会長 わたなべ委員。

わたなべ委員 そのルールをつくりましようとなったのは、要するにここにいらっしゃる皆さんが臆することなく言いたいことを発言されて、活発な議論ができるように、そういう趣旨でよろしいですか。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 審議会の委員の皆様が、自由闊達な意見とか、意見を述べやすい環境をつくる必要があるということで、こういうことになったということでございます。

中井会長 わたなべ委員。

わたなべ委員 ありがとうございます。  
であるならば、先ほど傍聴の話がありましたけれども、この前の都市計画審議会、傍聴席からものすごい声が、学識の方にも飛びましたよね。そんなことがある審議会で、本当に自由なことが言えるのかしらと、普通は思います。  
私なんかは議会でよく傍聴席からいろいろ言われますけれども、それは選挙で選ばれているので、それは甘んじて受ける立場であると思っておりますが、先ほど大川先生もおっしゃっていましたが、この場はそうではなくて、普通の区民の方もいらっしゃる中で、そういう方に傍聴席から発言が飛ぶというのは、同列にかかるのはおかしいと私は思うのですよね。そこをしっかりと厳格にルール化しないと、自由な意見というのは言えないと思っておりますけれども、いかがお考えですか。

三浦管理課長 委員ご指摘のように、審議している場でございますので、そういった大きな声とか、そういったことがあるということの中での審議となると、意見も委縮してなかなか言いづらくなるのではないかとございますので、しっかりルールを定めておく必要があると考えてございます。

中井会長 わたなべ委員。

わたなべ委員　　そうですね。ただ、議会でも傍聴席から発言しないでくださいというルールはあって、ただ、それは発言はしますが、委員長やら議長やらが注意はしません。注意はしますけれども、それでも傍聴されている方の権利を守るために、ある程度弾力的な運用で、退席をさせた事例というのはほぼ見たことがないです。それは、私はその運用は別に間違えているとは思わないし、いいと思うのですけれども。

ただ、この場に関しては、会長の権限でということでは負担が大きすぎると思うのですよね。会長が必要だと判断したらと書いてありますけれども、果たしてそれが本当にできるのかしらと。会長につまみ出されましたとまた書かれますよ、それネットに。それがちゃんと運用できるのかという担保をどうやって取るのですか。

中井会長　　管理課長。

三浦管理課長　　確かにこの規定では会長がとなつてございますけれども、当然この審議会の中で、その状況を踏まえて、会長から意見を聞いて、会長が命じるということになります。

中井会長　　わたなべ委員。

わたなべ委員　　私がこの場で、傍聴席から他の委員に対してひどいやじが飛んだりだとか、拍手があつたりだとか、そういうことがあつた場合に、「会長、今のはひどいので、自由な意見ができないのでつまみ出してください」ということは、果たしてできるということでのいいのですか。

中井会長　　管理課長。

三浦管理課長　　あくまでも前提はこういう規定の中で、そういったことをまずしていただかないようにするということがまず一番大きい、第一義的にはあることですので、そういったことが起きた場合には、今おっしゃられたようなことになろうかと思えますけれども、そうならないようにしていきたいと考えております。

中井会長　　わたなべ委員。

わたなべ委員　　そう答えるしかないと思いますし、この場で結論が出るとは思わないので、その中で聞いて申し訳なかつたですけれども。

区民の、今いらっしゃる皆様に、私が議会でやじを受けて、その後どうということがあつたかを一応お話しておきます。私は、家までついて来られました。夜中の3時に電話がかかってきました。インターネットでもいっぱい顔をさらされて、やられます。同じようなことが、この場にいる皆様に起こる可能性が、

今の傍聴の状況ではあります。

そうしたことがある中で、私は自由な議論というのは、やはりしんどいのではないかなと思いますので、次年度のルールを進める際には、そうしたこともしっかり踏まえて、もう一回話し合いをする場を設ける機会が必要になったらやっていただきたいなと思います。

以上です。

中井会長 ありがとうございます。

ほかは、もうよろしいですか。

横田委員、どうぞ。

横田委員 今の話にも関連するのですが、先ほど区民の関心が高い議題を検討する審議会では配信も検討するというお話があったと思うのですが、今、自由闊達な議論ができるように、そういう要請と、開かれた区政ということで、区民の関心が高い議題を検討する審議会では配信も検討する、その線引きは非常に難しいのではないかなと思うのですが、その辺りどのようにお考えなのでしょうか。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 どの案件がそういった区民の関心が高い議案なのかということになりますと、これはこれまでの実績もございますので、そういった議案の実績を踏まえて、1つの考えの基準といいますか、そういったことを参考にしていきたいと思っております。

横田委員 今後は、それはどういう形で、どこで、ここで議論をするのですか。どういう決め方になるのか。

中井会長 管理課長。

三浦管理課長 こちらの事務局のほうで、まずそういう、先ほど言ったことを踏まえて、今回は傍聴人がそんなに多く見込めないのではないかといたところの想定はしておいて。また、もし傍聴人が増えてきた場合には、それに対応するようには、事務局のほうで対応できるようには考えていかなければいけないと考えております。

横田委員 配信の話です。

中井会長 都市整備部長どうぞ。

中辻都市整備部長 将来的な話ということでご説明させていただきました。

他の附属機関の公開の在り方、どうしていくのかということと併せて考えな

ければいけないですし、そもそもそういう配信に必要な機器はどうするのか、それに対してどの程度の経費、コストがかかってくるのか、そうした課題をクリアした上で、区側、行政側として責任を持ってそうした情報を出していく、そういう必要があるだろうということで、何か具体的に現時点で決まっていることではございませんが、そうしたことを行う際には、当然審議会の中でも議論いただきたいと考えております。

中井会長

ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

私から一言。今回のこの申合せというか、ルールは、参加を妨げる目的でということを用意しているわけではございません。あくまでも決められたルールに従って参加をしていただきたいということで、この委員の中には参加を妨げようと思っている方はどなたもいらっしやらないと私は信じております。

それで、事務局と相談をした中では、スタートとしてはやや安全側に立ちながらというのが、私の意図でございましたので、本日のような案が作成されているということかと思えますけれども、これで永久に決めるわけではなくて、委員からもお話がございましたけれども、運用してみて、不都合があれば、またそこで審議をさせていただきたいというようには思っております。

ただ、決めないとなかなか正式に始まらないので、今の委員の皆さんから提起された議題ですので、この委員の任期の間にというのも私の意図で、本日の議題にさせていただいたということでございます。

ありがとうございます。少し時間かかってしまいましたけれども、それでは、これは審議会決定ということでございますので、採決という形で賛否を皆さんに表明していただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございます。

それでは、本日ご説明のありました「杉並都市計画審議会における会議傍聴の取扱いについて」でございますけれども、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中井会長

事務局、数を確認してください。

三浦管理課長

挙手13名です。

中井会長

どうもありがとうございます。それでは、賛成多数ということで、決定させていただきたいと思っております。

それで、施行日ですけれども、本取扱いの施行日は、令和6年、今年ですけれども、4月1日とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございます。

先ほどのホームページ等はそれまでに用意するのはなかなか難しいかもしれませんが、取りあえず一報を流していただくか、あるいは次の審議会の上は新しいルールを傍聴の皆さんに配っていただくような形を取らせていただければと思います。

いずれにしろ、周知のほうはどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、本日もう1件議題がございます、議案の1について審議を行いたいと思います。議案の1「東京都市計画公園の変更について(案)」でございます。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

大場みどり公園課長 私から議案1の都市計画公園第4・4・18号下高井戸公園の都市計画変更について、ご説明させていただきます。

説明に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

表紙に「議案1」と書かれたものが、表紙を含めて4枚、そして、「参考資料」と書かれたものが表紙を含めて5枚となっております。全てお手元にご覧いただけますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご説明させていただきます。

初めに、これまでの手続の概要について、「参考資料」と書かれたほうを御覧いただきたいと思います。参考資料の表紙をおめくりいただきまして、資料1をご覧ください。

「当該地の概要」は資料に記載のとおり、土地の所有は杉並区土地開発公社で、令和5年7月に民有地を、令和6年3月に国有地をそれぞれ先行取得してございます。

下の表の「手続の概要」につきましては、令和5年12月19日、下高井戸おおぞら公園パークステーションIにて、都市計画に係るオープンハウスを開催しました。開催に当たり、広報すぎなみ12月15日号に掲載するとともに、説明会の案内を計画予定地周辺の約2,500戸へチラシを配布してお知らせしております。

オープンハウスには44名の方にご来場いただきまして、都市計画公園を追加

変更することにご理解いただき、設計、整備を進めていくことになりました。

また、都市計画変更に先立ちまして、事前に東京都との協議が必要となりますが、今回の都市計画変更の協議について、令和6年1月17日付、都として意見はありませんとの協議結果通知を受けてございます。

案の縦覧につきましては、手続に従い、令和6年2月8日から2月22日までの2週間、区のホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

次に、杉並区の都市計画公園・緑地及び今回の計画地の現況と周辺状況についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。杉並区の都市計画公園種別ごとの都市計画決定箇所数、面積などを載せた総括表をつけてございます。

おめくりいただきまして、資料3をご覧ください。下高井戸公園の現況写真でございます。

追加区域は、公園北西側に位置しておりまして、都道荒玉水道道路に接しております。公園の西側部分は下高井戸おおぞら公園として平成29年に先行開園しており、公園の東半分におきましては、現在東京都による下高井戸調節池工事のほか、杉並区による公園建設工事が進められております。

資料4には、都市計画地周辺の区立公園、緑地等の状況を示してございます。下高井戸おおぞら公園周辺には、永福南公園や永福中央公園、玉川上水第三公園等が位置しております。

それでは、案件の説明に移らせていただきます。議案1の表紙を1枚おめくりください。計画書として、本案件の概要をお示ししてございます。

変更理由に記載しましたとおり、計画地西側道路との接道を拡げ、利用者の安全性と公園機能の向上を図るため、東京都市計画公園として計画地の区域を追加変更するものでございます。

公園の名称は「第4・4・18号 下高井戸公園」です。位置は、杉並区下高井戸二丁目及び永福二丁目各地内、面積は約4.8ヘクタールとなります。

議案資料の次のページをご覧ください。

A3判の総括図として、本公園の位置を示しております。丸で囲んだところになります。

議案資料の次のページに公園計画図をつけてございます。計画図は、令和3年度版の東京都縮尺2,500分の1地形図を利用しておりますので、施設名や建

物形状は地形図作成時点のものとなります。

緑色の線で囲まれている部分が今回の計画変更区域、赤く塗りつぶし黒の斜線でお示している部分が今回の追加区域でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

中井会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、あるいはご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

ひわき委員、どうぞ。

ひわき委員

今回の都市計画変更によって、下高井戸おおぞら公園の用地がほんの少し大きくなるということだと思いますが、これまで今回の用地は住宅があったかと思えます。今回の変更に至る経緯というか、その地権者とのやり取りなども含めて、経緯を教えてくださいたいのですが。

中井会長

課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 当該地につきましては、公園の主要な入り口、西側になります。この部分で建物として残っておりまして、この部分の入り口について、建物の死角になるなどの状況がございましたので、区としてはこの場所の取得というものが適当だと考えておりました。

この折衝につきましては、詳細は申し上げられない部分があるのですが、まずこの場所につきましては、令和4年にこの土地の所有者の方からお話がありまして、この取得について折衝を始めたところでございます。その後、区の中で折衝可となりまして、令和5年に価格提示、令和5年5月に譲渡の承諾を頂いたという状況になっております。

中井会長

ひわき委員。

ひわき委員

ありがとうございます。

今後も同じような形で用地を拡げていく予定があるのかどうかを伺いたいのと、どの程度それを拡げていくのであれば拡げていくのかということをお教えください。

中井会長

みどり公園課長。

大場みどり公園課長 この当該地の北側にも同様に住宅がございます。ここにつきましては、やはり区としても今回と同じような考えで折衝は続けていきたいと考えております。

また、ほかの部分につきましては、具体的にどこということはないですけれ

ども、公園の中で連続一体していたほうが公園の機能が向上する、利便性が向上するという部分がございますので、用地の情報がありましたら、その都度、判断していくことになると考えております。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 ありがとうございます。今のやり取りの中で、非常に重要なお話があったかなと思っています。

この参考資料の3の写真の1とかを見ていただくと多分分かると思うのですが、ここのおおぞら公園の入り口が非常に危険なのですよね。私も地元の方からお話を頂いていて、公園から子どもたちが飛び出す可能性があって、一步出るとこういうふうに歩道がなくてすぐ荒玉水道道路の車道になっていて、その民有地の陰になっていて、自動車が近づいてくるかどうかも見えにくい、ほとんど見えないという状況なのですよね。実際に事故がこれまで起きていないといいなと思うのですが、そこら辺の確認と。

この折衝した用地、今回拡げる用地、あるいはこれから拡げていく予定の用地を安全に配慮したというお話があったと思うのですが、どのように活用していくかというか、公園の入り口部分としてどう使っていくか。ぜひ、車道に飛び出さないようにガードレールとかを設置して、本来であれば歩道があるとありがたいなと思うのですが、そういったものを用意するのかとか、そこら辺のことをもし今の時点で何か考えていらっしゃる事があれば、そこら辺確認します。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 この当該地における重大な事故というのは、現時点では把握していないのですが、要望としては、今、委員がおっしゃったように、対岸側の運動施設から横断してくる方もいらっしゃるというお話も聞いてございます。

過去にはこの場所に横断歩道というお話も頂いたことがあるのですが、警察との協議の中で、横断歩道の位置関係だとか、そういった事情から設置には至っておりません。

この場所の造り方につきましては、基本的には何か物を造るということは考えておりません。この建物の後ろ側が既に植栽帯となっておりますので、この植栽帯も質を確保するためには必要な空間となっております。この場所を連続して既に後ろにある植栽帯との連続性ですとか、委員おっしゃったような安全の配慮、歩行者空間の確保ですとか、飛び出し防止というところにつきまして

は、今後検討してまいりたいと考えています。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 ありがとうございます。ぜひ、お願いいたします。必要な拡張かなと感じたところでは。

あと、12月に行われましたオープンハウス、私も参加させていただきました。結構、平日の夜でしたが、何人か住民の方いらしていたなと思うのですが、もう一度どれくらいの方が参加されて、どのようなご意見があったのかということを確認させてください。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 当日は44名の方にお越しいただきました。このときには、この都市計画変更をいたしますという内容と併せて、今後東側半分で予定している公園の計画の概要についてお知らせしております。

この場で頂いた意見につきましては、都市計画変更につきましては、ご説明をした上で、ご理解を頂いて、それ以上ご質問されるといったところは見受けられておりません。どちらかというところ、これからどういうものができるのかといったようなところについて、公園の造り方、東半分の造り方につきましてご質問頂いたような状況でございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 ありがとうございます。

本当に、スポーツグラウンドのほうに結構意見が集中するのかなというのは、私も見ていて感じたところでした。

公告・縦覧で意見はゼロ件だったということなので寂しいな、というところもあるのですけれども、意見提出の受付など、様式とか、手段とか、どういう形で受け付けていたのかなというところ、もし住民がアクセスしにくい面があったりするのかなと思って気になったのですが、そこだけ確認させてください。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 この意見の受付につきましては、この公園のものだけ特別というわけではなくて、ほかの都市計画と同じように行っておりますので、窓口ですとか、あと、ホームページの中でお知らせということを行った上で、意見が今回につきましてはなかったという状況です。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員

ありがとうございます。

いろいろ質問させていただきましたけれども、どういうふうに使っているのかというのを、地域の方にも、もしよろしければ、またオープンハウスでもいので、利用の仕方などを住民の意見を聞きながら進めていただければと思った次第です。ありがとうございました。

中井会長

ありがとうございます。

ほかには、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、審議はこれぐらいにさせていただきますので、決定ということでございますので、お諮りをしたと思います。

議案1「東京都市計画公園の変更について（案） ー第4・4・18号 下高井戸公園ー」について、原案のとおり承認するという事で異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中井会長

ありがとうございます。

それでは、この審議事項については区に異議なしということで、答申をさせていただきますことといたします。

本日の議題は以上でございます。事務局より連絡事項がございますので、お願いいたします。

管理課長、どうぞ。

三浦管理課長

本日も貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

なお、この3月末をもちまして、学識経験者委員及び区民委員の皆様は任期の満了を迎えます。2年間、当審議会の運営にご協力を賜りまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

中井会長

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。本年度で任期満了となる委員の皆様、活発なご議論、円滑な議事運営にご協力を頂き、誠にありがとうございました。

それでは、これで第206回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。

（午前11時32分 閉会）